

令和3年7月26日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

議会運営委員会

委員長 富 永 三 千 敏

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 追加事件について  
(2) その他
  
- 2 調査の経過 7月26日に委員会を開催し、上記案件について協議した。  
追加事件については、これを受けることとし、その取扱いについては、別紙「令和3年第2回魚沼市議会定例会付議事件一覧(追加)」のとおりとした。

## 議会運営委員会会議録

### 1 調査事件

#### (1) 追加事件について

- ・付議事件について
- ・付議事件の取扱いについて

#### (2) その他

2 日 時 令和3年7月26日 午後3時30分

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 大桃俊彦、大平恭児、富永三千敏、志田 貢、渡辺一美、佐藤 肇、森島守人  
(関矢孝夫議長)

5 欠席委員

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書記 佐藤議会事務局長、和田議会事務局次長

8 経 過

開 会 (15:30)

富永委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。  
これから議事に入ります。

#### (1) 追加事件について

##### (1) 付議事件について

富永委員長 日程第1、追加事件についてを議題といたします。(1)付議事件について、説明をいただきたいと思います。市長提出事件について、執行部から説明を求めます。

内田市長 付議事件につきましては、お手元に配付の事件一覧のとおりであります。また、報告案件についても配付資料のとおりであります。詳細につきましては、総務政策部長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

桑原総務政策部長 それでは、お手元の付議事件一覧を基に、順次ご説明申し上げます。まず、事件番号1番、権利の放棄につきましては、斎場建設に際して生じた廃棄物処理費用につきまして、これまで、旧地権者に土地の瑕疵責任があるものとして、市がその損害賠償を請求する権利を有するものとしておりましたが、当該事件について改めて精査した結

果、この権利を市が保有し続けるべきではないと判断する結果に至ったことから、これを放棄するにあたり、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会にお諮りするものであります。

続きまして、一覧表における説明の順番が変わりますが、本付議事件に関連いたしまして、今ほどの議案について可決いただいた場合に、付議事件一覧表の下段の表にあります、記載の2件を追加議案として上程を予定させていただきたいとするものについて、ご説明申し上げます。まず、追加予定の事件番号1番、令和3年度魚沼市一般会計補正予算第4号についてであります。当該補正予算の概要であります、先ほどの事件番号1番に関連して、現計の歳入予算において計上してある斎場瑕疵担保請求滞納繰越分2,709万1千円を全額減額するものであり、併せまして、予算の総額調整として、財政調整基金から同額を繰り入れることとして追加をお願いするものであります。このことに伴い、歳出予算におきまして、火葬場管理事業における財源内訳の変更につきましてもお願いするものであります。続きまして、追加予定の事件番号2番、魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。一連の斎場建設用地瑕疵担保請求に関して精査した結果として、この度の権利の放棄、先ほどご説明した一般会計補正予算第4号を提案するという判断に至ったところであり、この間、行政の継続性により引き継いできた案件に決着を図るうえで、社会的影響を考慮し、市長の処分を提案するものであります。内容は、市長の給与を本年8月支給分において、10%減額するものであります。

続きまして、報告案件についてご説明いたします。別紙の中段の表をご覧ください。報告案件につきましては、いずれも、地方自治法施行令第152条に規定する法人について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、市が資本金等の50%以上を出資している法人等の経営状況を議会に報告するものであります。今回報告する法人であります、事件番号1番の株式会社神湯温泉倶楽部、事件番号2番の株式会社ユピオ及び事件番号3番の株式会社ほりのうちにつきまして、いずれも決算等が総会において確定したことから報告させていただくものであります。当該3件につきましては、今定例会初日の招集通知までに関連資料の整理が間に合わなかった関係で、最終日に追加させていただきたいと思っておりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。なお、報告案件に該当する法人で議会に未報告のものにつきましては、長岡地域土地開発公社が残るのみとなりますが、これにつきましては理事会の日程の関係から、次の議会での報告を予定しております。説明につきましては、以上でございます。

富永委員長　ただいまの市長提出事件について質疑はありませんか。

大桃委員　権利の放棄についてですが、なんで今、このタイミングなのかということについて質問させてください。

桑原総務政策部長　市長が精査した結果、この時期になったということでございます。

富永委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし)なければ質疑を終結します。お諮いたします。

市長提出事件については、これを受けることにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なし) 異議なしと認めます。よって、市長提出事件については受けることに決定いたしました。

## ・付議事件の取扱いについて

富永委員長 次に、(2)付議事件の取扱いについて、ご審議願います。付議事件の取扱いについて、議会事務局長から説明を求めます。

佐藤議会事務局長 付議事件の取扱いについてご説明いたします。お手元に配布の資料の取扱い(案)をご覧ください。最初に、市長の提出事件についてであります。事件番号1、権利の放棄については、最終日提案、総務文教委員会付託、最終日採決とさせていただきたいとするものです。また、付託先の委員会につきましては、市の所管は、財産を所管する総務政策部ですので、総務政策部の案件を所管する総務文教委員会となるものです。

なお、先ほど本件が議案として提出されることとなりましたので、本件に係る住民監査請求がなされていることから、地方自治法第242条第10項の規定により、議会は、市の放棄判断の客観性や合理性を担保するため、本件についての監査委員の意見を聞いたうえで本件を審議しなければなりません。このため、本日付で監査委員に対し、本件に対する意見を求め、最終日にその意見を議長報告させていただきたいので併せてご協議くださるようお願いいたします。

次に、市長の提出事件(報告)についてであります。事件番号1、株式会社神湯温泉倶楽部の経営状況についてから事件番号3、株式会社ほりのうちの経営状況についてまでは、最終日、報告とさせていただきたいとするものです。

次に、追加予定の市長の提出事件についてであります。事件番号1、令和3年度魚沼市一般会計補正予算(第4号)及び事件番号2、魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、最終日に提出があった場合に、最終日提案・採決とさせていただきたいとするものです。

富永委員長 ただいまの説明について質疑ありませんか。

佐藤委員 今ほど局長の説明がありました、監査委員から意見を求めなければならないという部分ですが、事前に意見を求めて議長報告ということですが、本会議ですので監査委員の出席を求めて、そこで報告をいただくということにはできないのでしょうか。

佐藤議会事務局長 本件につきましては、平成29年の地方自治法の改正で新たにこういった制度となりました。先ほど説明したように放棄判断の客観性や合理性を担保するために監査委員から意見を聞くということです。あくまで議会が監査委員の意見を聞くという形ですので、通常ですと、執行部側の説明員ということで、監査委員が出席して質疑の対象になっていますが、今回は、自治法改正の際の取扱いをみますと、文書で議長が依頼し、監査委員が文書で回答するというような例示がありましたので、議長名で出したものに対する監査委員の回答を議長報告に添付させていただきたいと考えています。

佐藤委員 今ほどの説明についてはわかりました。この住民監査請求が出ているということによりあえて監査委員の意見を求めるということになるので、本件の住民監査請求もあったということで、それについて質疑も出てくるのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

佐藤議会事務局長 監査結果に対する監査委員に対する質疑というのは、基本的にはないというふうに解釈しています。結果が変わるということはありませんし、なぜそうしたかということを知りたいということ自体が、今の監査委員制度とはちょっと離れていることかなあ

と理解しています。

渡辺委員 今現在はこの件については住民監査請求が出ていないというふうに理解していますが、最高裁の結審が終わっていますので、過去にあったものについてということなのでしょうか。

佐藤議会事務局長 4月に監査請求が出て、6月1日に監査結果が出ています。いつ頃までこれが対象なのかと考えましたけれど、ごく最近に結果が出ていましたので、法律のとおりとすべきかと考えております。

渡辺委員 監査結果が出たその後の動きはないのでしょうか。

佐藤議会事務局長 監査委員事務局のほうにも確認しましたし、ホームページにも監査結果が掲出されています。監査請求が出ている出ていないということは、結果が出た時点では公表になりますが、結果が出てない時点では出ている、出ていないというのは監査委員事務局も答えられないので、直近で6月1日に監査結果が出たものがあるということで法律の適用が必要なのかなと考えています。

渡辺委員 住民監査請求が出ました。それが終わると何日以内に次の段階があるのかなのか、その辺はわからないのでしょうか。

佐藤議会事務局長 今回の段階ではその動きはないということです。

渡辺委員 日程表によりますと、今日が議案の配布予定日だったと思うのですが、この追加についても今日付けで議案が配布されるのでしょうか。

佐藤議会事務局長 放棄の議案も含めて発送したいと考えています。本日いらっしゃった方には可能であれば会派の方の分も含めてお渡しをして、それ以外の議員の方には事務局が持っていこうと考えています。

渡辺委員 先ほどの説明ですと、これが可決になった場合には追加でということですが、その場合には当日に議会運営委員会を開催するのでしょうか。

佐藤議会事務局長 今回追加予定ということで、今回説明をいただきましたので、29日については、議会運営委員会を開かずに、追加の必要性があった場合はそのまま議会に諮りたいと考えております。

富永委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま、議会事務局長が説明した取扱いのとおりとしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、令和3年度第2回魚沼市議会定例会付議事件一覧(追加)のとおりといたします。

## (2) その他

富永委員長 日程第2、その他を議題といたします。(なし) 執行部から何かありませんか。

内田市長 ありません。

富永委員長 委員の皆さんからはいかがでしょうか。(なし) ないようですので、以上といたします。会議録の調製については委員長に一任願います。これで本日の議会運営委員会を閉会いたします。

閉 会 (15:48)